

鳥取県訓令第5号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																							
(官報報告事項等) 第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		(官報報告事項等) 第3条 官報に掲載する事項（以下「官報掲載事項」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その報告様式は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 人事異動</td> <td>副知事、病院事業の管理者及び会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 主たる事務所の設置又は変更</td> <td>様式第10号</td> </tr> </tbody> </table>		報告事項	様式	略		5 人事異動	副知事、病院事業の管理者及び会計管理者		略	6 主たる事務所の設置又は変更	様式第10号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告事項</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 人事異動</td> <td>副知事、病院事業の管理者、<u>部局長等</u>及び会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6 主たる事務所の設置又は変更</td> <td>様式第10号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条に規定する部局長等をいう。 </td> </tr> </tbody> </table>		報告事項	様式	略		5 人事異動	副知事、病院事業の管理者、 <u>部局長等</u> 及び会計管理者		略	6 主たる事務所の設置又は変更	様式第10号	備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条に規定する部局長等をいう。	
報告事項	様式																								
略																									
5 人事異動	副知事、病院事業の管理者及び会計管理者																								
	略																								
6 主たる事務所の設置又は変更	様式第10号																								
報告事項	様式																								
略																									
5 人事異動	副知事、病院事業の管理者、 <u>部局長等</u> 及び会計管理者																								
	略																								
6 主たる事務所の設置又は変更	様式第10号																								
備考 5の項の報告事項の欄中「部局長等」とは、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条に規定する部局長等をいう。																									

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。